

社外役員の独立性判断基準

次に掲げる者に該当しない社外取締役および社外監査役は、独立性を有すると判断する

- (1) 現在または過去 10 年間に於いて当社および当社の子会社（以下、当社グループという）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、その他の使用人）であった者
なお、社外監査役については、当社グループの非業務執行取締役であった者も含む
- (2) 当社の主要株主（直近事業年度末における議決権保有割合が総議決権数の 10%以上を有する者。当該主要株主が法人である場合は、その親会社および子会社を含む業務執行者）、または当社グループが主要株主である会社等の業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における年間連結売上高の 2%を超える支払を当社グループに行っていた取引先）またはその業務執行者
- (4) 当社グループを主要な取引先とする者（直近事業年度における年間連結売上高の 2%を超える支払いを当社グループから受けていた者）またはその業務執行者
- (5) 当社グループが借入れを行なっている主要な金融機関（直近事業年度末における借入金残高が連結総資産の 2%を超える借入先）またはその業務執行者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に年間 10 百万円を超える額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計・税務専門家または法律専門家（法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
- (7) 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人に所属する者
- (8) 当社グループから年間 10 百万円を超える寄付を受けている者（法人、団体等の場合はその業務執行者）
- (9) 上記(2)から(8)のいずれかに現在または過去 3 年間に於いて該当していた者
- (10) 上記(1)から(9)のいずれかに該当する者（ただし、業務執行取締役、執行役員等の重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
- (11) その他、当社と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない事由を有する者

以上